地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。 令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第44号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (静岡県監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県監査委員に関する条例(昭和25年静岡県条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 第8条 法第75条第1項、第98条第2項、第125 第8条 法第75条第1項、第98条第2項、第125 条及び第242条第1項の規定による請求に基づ 条及び第242条第1項の規定による請求に基づ く監査、法第199条第6項及び第7項並びに第 く監査、法第199条第6項及び第7項並びに第 235条の2第2項の規定による要求に基づく監 235条の2第2項の規定による要求に基づく監 査並びに法第243条の2の2第3項の規定によ 査並びに法第243条の2の8第3項の規定によ る監査等をしようとするときは、当該請求又 る監査等をしようとするときは、当該請求又 は要求があった日から7日以内に、これに着 は要求があった日から7日以内に、これに着 手するように努めなければならない。 手するように努めなければならない。 2 (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年静岡県条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の賠償責任に基づく債務の免除)	(職員の賠償責任に基づく債務の免除)
第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第	第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第
243条の2の2 (地方公営企業法 (昭和27年法	243条の2の8 (地方公営企業法(昭和27年法
律第292号)第34条において準用する場合を含	律第292号)第34条において準用する場合を含
む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債	む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債
務で昭和64年1月7日前における事由による	務で昭和64年1月7日前における事由による
ものは、将来に向かって免除する。	ものは、将来に向かって免除する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例(平成14年静岡県条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)

- 第6条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の2の2第8 項の規定によりがんセンター事業の業務に従 事する職員の賠償責任の免除について議会の 同意を得なければならない場合は、当該賠償 責任に係る賠償額が100万円以上である場合と する。
- 第6条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第8 項の規定によりがんセンター事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。
- 備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

改正前

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年静岡県条例第12号)の一部を次のように 改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法 第1条 律第67号。以下「法」という。)第243条の2第 律第 1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の 委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の 全第 3項の規定による賠償の命令の対象とな る者を除く。以下「知事等」という。)の県に 対する損害を賠償する責任の一部を免れさせ 県に

改正後

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2の7第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

ることに関し必要な事項を定めるものとす

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。